



# 宮 崎 県 公 報

平成29年3月9日(木曜日) 第 2876 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

## 目 次

### 告 示

- 生活保護法に基づく施術者の指定…………… (福祉保健課) 1
- 指定自立支援医療機関 (育成医療及び更生医療) の指定…………… (障がい福祉課) 1
- 廃棄物が地下にある土地の区域の指定…………… (循環社会推進課) 1
- 宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示…………… (管理課) 1

頁

- 土砂災害警戒区域の指定 (3件) …………… (砂防課) 3
- 土砂災害特別警戒区域の指定 (3件) …………… ( “ ) 5
- 都市計画事業の認可…………… (都市計画課) 7

### 公 告

- 都市計画の変更図書の写しの縦覧 (2件) …… (都市計画課) 7

### 公安委員会規則

- 宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則…………… 7

## 告 示

### 宮崎県告示第 166号

生活保護法 (昭和25年法律第 144号) 第55条第 1 項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成 6 年法律第30号) 第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。) の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための施術を担当させる者を次のとおり指定した。

平成29年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
寺山 茜 (あかね鍼灸整骨院)	小林市野尻町東麓2012-2	平成29年1月21日
津田 貴人 (フレアス在宅マッサージ都城拠点)	都城市下川東2丁目3340 ガーデンSK 101号	平成29年2月17日
尾崎 忠弘 (株式会社りっしん自立援助協会都城事業所)	都城市前田町9街区11号	平成29年3月1日
三溝 央貴 (株式会社りっしん自立援助協会)	都城市前田町9街区11号	平成29年3月1日

都城事業所)

### 宮崎県告示第 167号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第54条第 2 項の規定により、育成医療及び更生医療を行う指定自立支援医療機関を次のとおり指定した。

平成29年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名 称	所 在 地	担 当 する 医 療 の 種 類	指 定 年 月 日
訪問看護ステーションデューン都城	都城市	訪問看護事業所	平成29年3月1日

### 宮崎県告示第 168号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第 137号) 第15条の17第 1 項の規定により、廃棄物が地下にある土地の区域を次のとおり指定区域として指定する。

平成29年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指 定 区 域	埋 立 地 の 区 分
都城市関之尾町7221番 261 の一部	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第13条の2第 1 号

宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示をここに公表する。

平成29年3月9日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

### 宮崎県告示第 169号

#### 宮崎県工事請負契約約款の一部を改正する告示

宮崎県工事請負契約約款 (平成 8 年宮崎県告示第 515号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後

<p>(発注者の解除権)</p> <p>第46条 [略]</p> <p>2 前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>3 第1項第1号から第5号までの規定により、この契約が解除された場合において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。</p> <p>(談合その他不正行為による発注者の解除権)</p> <p>第46条の2 [略]</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による解除の場合に準用する。</p> <p>第47条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第46条第1項又は前条第1項の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条又は第46条の2の規定によるときにあってはその余剰</p>	<p>(発注者の解除権)</p> <p>第46条 [略]</p> <p>(談合その他不正行為による発注者の解除権)</p> <p>第46条の2 [略]</p> <p>(契約が解除された場合等の違約金)</p> <p>第46条の3 受注者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。</p> <p>(1) 前2条の規定によりこの契約が解除された場合</p> <p>(2) 受注者がその債務の履行を拒否し、又は受注者の責めに帰すべき事由によって受注者の債務について履行不能となった場合</p> <p>2 次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。</p> <p>(1) 受注者について破産手続開始の決定があった場合 破産法(平成16年法律第75号)第74条第1項の規定により選任された破産管財人</p> <p>(2) 受注者について更生手続開始の決定があった場合 会社更生法(平成14年法律第154号)第67条第1項の規定により選任された管財人</p> <p>(3) 受注者について再生手続開始の決定があった場合 民事再生法(平成11年法律第225号)第2条第2号に規定する再生債務者等</p> <p>3 第1項各号のいずれかに該当する場合(第46条第6号の規定により、この契約が解除された場合を除く。)において、第4条の規定により契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、発注者は、当該契約保証金又は担保をもって第1項の違約金に充当することができる。</p> <p>(その他の理由による発注者の解除権)</p> <p>第47条 発注者は、工事が完成するまでの間は、第46条又は第46条の2の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2 [略]</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第49条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 第1項の場合において、第34条(第40条において準用する場合を含む。)の規定による前払金があったときは、当該前払金の額(第37条及び第41条の規定による部分払をしているときは、その部分払において償却した前払金の額を控除した額)を同項前段の出来形部分に相応する請負代金額から控除する。この場合において、受領済みの前払金額になお余剰があるときは、受注者は、解除が第46条若しくは第46条の2の規定によるとき又は解除が第46</p>
--	---

額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 2.8パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～7 [略]

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条又は第46条の2の規定によるときは発注者が定め、前2条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（談合その他不正行為による損害賠償の予約）

第49条の2 受注者は、第46条の2第1項各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する金額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。

2・3 [略]

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

宮崎県告示第 170号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
国 富 町	寺崎地区	06-382-1-003	土石流
	城平川	06-382-1-004	土石流
	和田川	06-382-1-005	土石流
	城平地区	06-382-1-006	土石流
	城平地区-新①	06-382-1-006-新①	土石流
	和田地区	06-382-1-007	土石流
	大迫川	06-382-1-008	土石流
	寺崎川	06-382-2-001	土石流
	大坪谷川-1	06-382-2-002	土石流

条の3第2項各号に該当するときにあってはその余剰額に前払金の支払の日から返還の日までの日数に応じ年 2.8パーセントの割合（この場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。）で計算した額の利息を付した額を、解除が前2条の規定によるときにあってはその余剰額を発注者に返還しなければならない。

4～7 [略]

8 第4項前段及び第5項前段に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、この契約の解除が第46条若しくは第46条の2の規定によるとき又は解除が第46条の3第2項各号に該当するときは発注者が定め、前2条の規定によるときは受注者が発注者の意見を聴いて定めるものとし、第4項後段、第5項後段及び第6項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定めるものとする。

（談合その他不正行為による損害賠償の予約）

第49条の2 受注者は、第46条の2各号のいずれかに該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、請負代金額の10分の2に相当する金額を支払わなければならない。工事が完了した後も同様とする。

2・3 [略]

大坪谷川-2	06-382-2-003	土石流
寺ノ下	I-1-0932	急傾斜地の崩壊
上の原-2	II-1-5860	急傾斜地の崩壊
寺崎-1	II-1-5866	急傾斜地の崩壊
国富和田-1	III-1-9554-新①	急傾斜地の崩壊
国富和田-2	III-1-9554-新②	急傾斜地の崩壊
国富和田-3	III-1-9554-新③	急傾斜地の崩壊
国富和田-4	III-1-9554-新④	急傾斜地の崩壊
国富和田-5	III-1-9554-新⑤	急傾斜地の崩壊
寺崎-2	III-1-9560	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県土木整備部砂防課及び高岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 171号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法

律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
高鍋町	高月川	08-401-1-003	土石流
	小丸川	08-401-2-001	土石流
	黒谷川	08-401-3-001	土石流
	山下谷川	08-401-3-002	土石流
	黒谷	I-1-1069	急傾斜地の崩壊
	坂本	I-1-1070	急傾斜地の崩壊
	家床	I-1-1072	急傾斜地の崩壊
	家床-新①	I-1-1072-新①	急傾斜地の崩壊
	嶋田	I-1-1-2105	急傾斜地の崩壊
	黒谷2	I-1-1-2107	急傾斜地の崩壊
	桧谷-1	I-1-1-3389	急傾斜地の崩壊
	光音寺	II-1-1-3390	急傾斜地の崩壊
	光音寺-新①	II-1-1-3390-新①	急傾斜地の崩壊
	青木	II-1-1-6096	急傾斜地の崩壊
	桧谷-2	II-1-1-6098	急傾斜地の崩壊
	西小並-1	II-1-1-6099	急傾斜地の崩壊
	浦芳太郎下	II-1-1-6101	急傾斜地の崩壊
	神祭野	II-1-1-6103	急傾斜地の崩壊
	神祭野-新①	II-1-1-6103-新①	急傾斜地の崩壊
	正祐寺	II-1-1-6104	急傾斜地の崩壊
宮ヶ谷	II-1-1-6105	急傾斜地の崩壊	

北唐木戸	II-1-1-6108	急傾斜地の崩壊
太平寺-1	II-1-1-6111	急傾斜地の崩壊
太平寺-2	II-1-1-6112	急傾斜地の崩壊
職可の壺	II-1-1-6113	急傾斜地の崩壊
久保田	II-1-1-6116	急傾斜地の崩壊
高平-1	II-2-0372	急傾斜地の崩壊
高平-1-新①	II-2-0372-新①	急傾斜地の崩壊

（「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。）

**宮崎県告示第 172号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定により、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

なお、土砂災害警戒区域の表示については、次の図のとおりとする。

平成29年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害警戒区域の 渓流番号又は 箇所番号	土砂災害の発生 原因となる自然 現象の種類
椎葉村	大岩屋谷川	09-430-1-008	土石流
	古枝尾谷川1	09-430-1-009	土石流
	古枝尾谷川	09-430-1-010	土石流
	坂本谷川	09-430-2-014	土石流
	坂本谷川1	09-430-2-015	土石流
	天包谷川	09-430-2-016	土石流
	坂本谷川2	09-430-2-017	土石流
	坂本谷川4	09-430-2-019	土石流
	古枝尾谷川3	09-430-2-022	土石流
	古枝尾谷川4	09-430-2-023	土石流
	古枝尾1	I-1-1-3543	急傾斜地の崩壊

古枝尾 1 - 新①	I - 1 - 3543 - 新①	急傾斜地の崩壊	出小屋 1	II - 1 - 7318	急傾斜地の崩壊
天 包 1	II - 1 - 7302	急傾斜地の崩壊	出小屋 2	II - 1 - 7319	急傾斜地の崩壊
天 包 2	II - 1 - 7303	急傾斜地の崩壊	古枝尾 2	II - 1 - 7320	急傾斜地の崩壊
天包 2 - 新①	II - 1 - 7303 - 新①	急傾斜地の崩壊			
不土野上 1	II - 1 - 7304	急傾斜地の崩壊			
不土野上 2	II - 1 - 7305	急傾斜地の崩壊			
不土野上 2 - 新①	II - 1 - 7305 - 新①	急傾斜地の崩壊			
不土野上 2 - 新②	II - 1 - 7305 - 新②	急傾斜地の崩壊			
不土野上 2 - 新③	II - 1 - 7305 - 新③	急傾斜地の崩壊			
不土野上 3	II - 1 - 7306	急傾斜地の崩壊			
不土野中 2	II - 1 - 7307	急傾斜地の崩壊			
不土野中 2 - 新①	II - 1 - 7307 - 新①	急傾斜地の崩壊			
不土野中 3	II - 1 - 7308	急傾斜地の崩壊			
不土野中 3 - 新①	II - 1 - 7308 - 新①	急傾斜地の崩壊			
中 尾 3	II - 1 - 7309	急傾斜地の崩壊			
中尾 3 - 新①	II - 1 - 7309 - 新①	急傾斜地の崩壊			
大岩屋 1	II - 1 - 7310	急傾斜地の崩壊			
大岩屋 1 - 新①	II - 1 - 7310 - 新①	急傾斜地の崩壊			
不土野下 1	II - 1 - 7311	急傾斜地の崩壊			
不土野中 4	II - 1 - 7314	急傾斜地の崩壊			
不土野中 4 - 新①	II - 1 - 7314 - 新①	急傾斜地の崩壊			
不土野中 5	II - 1 - 7315	急傾斜地の崩壊			

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 173号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地 区 名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
国 富 町	寺崎地区	06-382-1-003	土 石 流
	城平川	06-382-1-004	土 石 流
	和田川	06-382-1-005	土 石 流
	城平地区	06-382-1-006	土 石 流
	城平地区 - 新①	06-382-1-006 - 新①	土 石 流
	大迫川	06-382-1-008	土 石 流
	寺崎川	06-382-2-001	土 石 流
	大坪谷川 - 1	06-382-2-002	土 石 流
	大坪谷川 - 2	06-382-2-003	土 石 流
	寺ノ下	I-1-0932	急傾斜地の崩壊
	上の原 - 2	II-1-5860	急傾斜地の崩壊
	寺崎 - 1	II-1-5866	急傾斜地の崩壊
	国富和田 - 1	III-1-9554 - 新①	急傾斜地の崩壊
	国富和田 - 2	III-1-9554 - 新②	急傾斜地の崩壊

国富和田 - 3	Ⅲ - 1 - 9554 - 新③	急傾斜地の崩壊
国富和田 - 4	Ⅲ - 1 - 9554 - 新④	急傾斜地の崩壊
国富和田 - 5	Ⅲ - 1 - 9554 - 新⑤	急傾斜地の崩壊
寺崎 - 2	Ⅲ - 1 - 9560	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高岡土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 174号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
高鍋町	高月川	08-401-1-003	土石流
	黒谷川	08-401-3-001	土石流
	黒谷	I-1-1069	急傾斜地の崩壊
	坂本	I-1-1070	急傾斜地の崩壊
	家床	I-1-1072	急傾斜地の崩壊
	家床-新①	I-1-1072-新①	急傾斜地の崩壊
	嶋田	I-1-2105	急傾斜地の崩壊
	黒谷2	I-1-2107	急傾斜地の崩壊
	桧谷-1	I-1-3389	急傾斜地の崩壊
	光音寺	II-1-3390	急傾斜地の崩壊
	光音寺-新①	II-1-3390-新①	急傾斜地の崩壊
	青木	II-1-6096	急傾斜地の崩壊
	桧谷-2	II-1-6098	急傾斜地の崩壊

西小並-1	II-1-6099	急傾斜地の崩壊
浦芳太郎下	II-1-6101	急傾斜地の崩壊
神祭野	II-1-6103	急傾斜地の崩壊
神祭野-新①	II-1-6103-新①	急傾斜地の崩壊
正祐寺	II-1-6104	急傾斜地の崩壊
宮ヶ谷	II-1-6105	急傾斜地の崩壊
北唐木戸	II-1-6108	急傾斜地の崩壊
太平寺-1	II-1-6111	急傾斜地の崩壊
太平寺-2	II-1-6112	急傾斜地の崩壊
職可の壺	II-1-6113	急傾斜地の崩壊
久保田	II-1-6116	急傾斜地の崩壊
高平-1	II-2-0372	急傾斜地の崩壊
高平-1-新①	II-2-0372-新①	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び高鍋土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

**宮崎県告示第 175号**

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、次のとおり土砂災害特別警戒区域を指定する。

なお、土砂災害特別警戒区域の表示及び建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項については、次の図のとおりとする。

平成29年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

市町村名	地区名	土砂災害特別警戒区域の溪流番号又は箇所番号	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
椎葉村	大岩屋谷川	09-430-1-008	土石流
	古枝尾谷川1	09-430-1-009	土石流
	古枝尾谷川	09-430-1-010	土石流
	坂本谷川	09-430-2-014	土石流
	坂本谷川1	09-430-2-015	土石流

天包谷川	09-430-2-016	土石流	なし
坂本谷川2	09-430-2-017	土石流	
坂本谷川4	09-430-2-019	土石流	
古枝尾谷川 3	09-430-2-022	土石流	
古枝尾谷川 4	09-430-2-023	土石流	

(「次の図」は、省略し、その図面を宮崎県県土整備部砂防課及び日向土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 宮崎県告示第176号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条第1項の規定により、都市計画事業を次のとおり認可した。

平成29年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 施行者の名称  
宮崎市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
宮崎広域都市計画一団地の津波防災拠点市街地形成施設  
宮崎西インターチェンジ周辺地区一団地の津波防災拠点市街地形成施設事業
- 3 事業施行期間  
平成29年3月9日から平成33年3月31日まで
- 4 事業地  
収用の部分  
宮崎市大字柏原字北ノ迫、字高野迫、字古宮田、字高後及び大字有田字下中尾、字上中尾、字三間伏、字大戸地内  
使用の部分

## 公 告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
延岡市
- 2 都市計画の種類及び名称  
日向延岡新産業都市計画道路  
3・3・12号 日の出通線
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県延岡土木事務所

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、都市計画の図書の写しが送付されたので、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成29年3月9日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 都市計画を定める者の名称  
延岡市
- 2 都市計画の種類及び名称  
日向延岡新産業都市計画公園  
2・2・178号 多々良第1街区公園  
2・2・179号 多々良第2街区公園  
2・2・180号 多々良第3街区公園
- 3 縦覧場所  
宮崎県県土整備部都市計画課  
宮崎県延岡土木事務所

## 公安委員会規則

宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月9日

宮崎県公安委員会委員長 藤田紀子

#### 宮崎県公安委員会規則第3号

##### 宮崎県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

宮崎県警察の組織に関する規則(昭和56年宮崎県公安委員会規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(生活安全部の分課) 第10条 生活安全部に次の5課及び特別機動警察隊を置く。 [略] 生活環境課	(生活安全部の分課) 第10条 生活安全部に次の6課及び特別機動警察隊を置く。 [略] 生活環境課 <u>サイバー犯罪対策課</u>
(生活安全企画課) 第11条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。 (1)~(5) [略] (6) <u>公衆に著しい迷惑をかける行為の防止に関する条例</u> (平成11年宮崎県条例第74号)の施行に関する事。	(生活安全企画課) 第11条 生活安全企画課においては、次の事務をつかさどる。 (1)~(5) [略] (6) <u>宮崎県迷惑行為防止条例</u> (平成11年宮崎県条例第74号)の施行に関する事。

<p>(7)～(9) [略]</p> <p>2 生活安全企画課に<u>犯罪抑止対策室</u>を置く。</p> <p>3 <u>犯罪抑止対策室</u>においては、<u>犯罪抑止対策</u>に関する事務をつかさどる。</p> <p>4 <u>犯罪抑止対策室</u>に<u>犯罪抑止対策室長</u>を置き、警視又は警部をもって充てる。</p> <p>5 <u>犯罪抑止対策室長</u>は、上司の命を受け、<u>犯罪抑止対策室</u>の事務を掌理する。 (生活環境課)</p> <p>第13条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 探偵業の届出受理等及び指導並びに行政処分に関すること。</p> <p>(9) <u>サイバー犯罪に関すること。</u></p> <p>(10) <u>不正指令電磁的記録に関する犯罪の取締りに関すること。</u></p> <p>(11) <u>不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の施行に関すること。</u></p> <p>(12) <u>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の施行に関すること。</u></p> <p>(13) [略]</p> <p>2 生活環境課に<u>許可等事務管理室及びサイバー犯罪対策室</u>を置く。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>6 <u>サイバー犯罪対策室</u>においては、<u>サイバー犯罪に関する事務</u>をつかさどる。</p> <p>7 <u>サイバー犯罪対策室</u>に<u>サイバー犯罪対策室長</u>を置き、警視又は警部をもって充てる。</p> <p>8 <u>サイバー犯罪対策室長</u>は、上司の命を受け、<u>サイバー犯罪対策室</u>の事務を掌理する。</p> <p>第13条の2 [略] (刑事企画課)</p> <p>第14条の2 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>事態対処事案に関すること。</u></p> <p>(8) <u>捜査支援に関すること。</u></p> <p>(9) <u>他の課の所管に属しない犯罪の捜査に関すること。</u></p> <p>(10)・(11) [略]</p> <p>2 刑事企画課に<u>総合捜査対策室</u>を置く。</p> <p>3 <u>総合捜査対策室</u>においては、<u>捜査対策</u>に関する事務をつかさどる。</p>	<p>(7)～(9) [略]</p> <p>2 生活安全企画課に<u>人身安全対策室</u>を置く。</p> <p>3 <u>人身安全対策室</u>においては、<u>人身安全対策</u>に関する事務をつかさどる。</p> <p>4 <u>人身安全対策室</u>に<u>人身安全対策室長</u>を置き、警視又は警部をもって充てる。</p> <p>5 <u>人身安全対策室長</u>は、上司の命を受け、<u>人身安全対策室</u>の事務を掌理する。 (生活環境課)</p> <p>第13条 生活環境課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(7) [略]</p> <p>(8) 探偵業及びインターネット異性紹介事業の届出受理等及び指導並びに行政処分に関すること。</p> <p>(9) [略]</p> <p>2 生活環境課に許可等事務管理室を置く。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>(<u>サイバー犯罪対策課</u>)</p> <p>第13条の2 <u>サイバー犯罪対策課</u>においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1) <u>サイバー犯罪に関すること。</u></p> <p>(2) <u>不正指令電磁的記録に関する犯罪の取締りに関すること。</u></p> <p>(3) <u>不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成11年法律第128号）の施行に関すること。</u></p> <p>(4) <u>インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律（平成15年法律第83号）の施行に関すること（生活環境課の所管に属するものを除く。）。</u></p> <p>(5) <u>サイバーセキュリティの推進に関すること。</u></p> <p>(6) <u>前各号に掲げるもののほか、本部長及び生活安全部長の命ずる事務に関すること。</u></p> <p>第13条の3 [略] (刑事企画課)</p> <p>第14条の2 刑事企画課においては、次の事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) [略]</p> <p>(7) <u>捜査支援分析に関すること。</u></p> <p>(8)・(9) [略]</p> <p>2 刑事企画課に<u>捜査支援室</u>を置く。</p> <p>3 <u>捜査支援室</u>においては、<u>犯罪統計及び捜査支援分析</u>に関する事務をつかさどる。</p>
---	---



4 総合捜査対策室に総合捜査対策室長を置き、警視又は警部をもって充てる。

5 総合捜査対策室長は、上司の命を受け、捜査対策室の事務を掌理する。

（組織犯罪対策課）

第16条の2 [略]

2 [略]

3 犯罪収益対策室においては、犯罪による収益の移転防止に関する事務をつかさどる。

4・5 [略]

（警備部の分課）

第26条 警備部に次の2課及び機動隊を置く。

[略]

警備第二課

（警備第一課）

第27条 警備第一課においては、次の事務をつかさどる。

（1） [略]

（2） 警備犯罪の取締り（警備第二課の所管に属するものを除く。）に関すること。

（3）～（5） [略]

2 警備第一課に外事・国際テロリズム対策室を置く。

3 外事・国際テロリズム対策室においては、外事・国際テロリズムに関する事務をつかさどる。

4 外事・国際テロリズム対策室に外事・国際テロリズム対策室長を置き、警視又は警部をもって充てる。

5 外事・国際テロリズム対策室長は、上司の命を受け、外事・国際テロリズム対策室の事務を掌理する。

（警備第二課）

第28条 [略]

4 捜査支援室に捜査支援室長を置き、警視又は警部をもって充てる。

5 捜査支援室長は、上司の命を受け、捜査支援室の事務を掌理する。

（組織犯罪対策課）

第16条の2 [略]

2 [略]

3 犯罪収益対策室においては、犯罪による収益の移転防止及び国際捜査共助に関する事務をつかさどる。

4・5 [略]

（警備部の分課）

第26条 警備部に次の3課及び機動隊を置く。

[略]

警備第二課

外事課

（警備第一課）

第27条 警備第一課においては、次の事務をつかさどる。

（1） [略]

（2） 警備犯罪の取締り（警備第二課及び外事課の所管に属するものを除く。）に関すること。

（3）～（5） [略]

（警備第二課）

第28条 [略]

（外事課）

第28条の2 外事課においては、次の事務をつかさどる。

（1） 国際テロリズムその他外国人に係る警備情報に関すること

。

（2） 国際テロリズムその他外国人に係る警備犯罪の取締りに関すること。

（3） 電気通信回線を通じて行われる電子計算機に対する不正な活動に関する警備情報に関すること。

（4） 前号の活動に関する警備犯罪の取締りに関すること。

（5） 前各号に掲げるもののほか、本部長及び警備部長の命ずる事務に関すること。

#### 附 則

この規則は、平成29年3月21日から施行する。ただし、第11条第1項第6号の改正規定は、同年4月1日から施行する。

--	--